

下関市入札監視委員会規則第5条第9項により、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第26回）審議概要

開催日時	平成28年7月28日 13:25	
場所	下関市役所本庁舎新館506・507会議室	
委員	今村 俊一（弁護士） 岡 孝（高等学校教諭） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 中村 健治（一級建築士） 森 邦恵（大学准教授）	
議事事項	総合評価方式の落札者決定基準について	
	総合評価方式について	
	総合評価方式における評価基準の見直しについて	
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり
	審議結果、回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

議事項目、意見・質問	審議結果、回答
<p>・総合評価方式の落札者決定基準について</p>	
<p>今回は工事概要表を付けていないのか。</p>	<p>今回は付けていなかった。 次回から添付する。</p>
<p>止水対策の提案を求めているが、これまでこの地域で地下水の影響があった事例があるか。</p>	<p>海水がにじみ出た事例がある。</p>
<p>(審議) この落札者決定基準について、事務局の提案どおりで承認してよいか。</p> <p>事務局から何かあるか。</p> <p>落札者を決定するときには、意見聴取を行うか、又はその必要はないとするか。</p>	<p>異議なし。(承認)</p> <p>総合評価方式の場合には、地方自治法施行令の規定により、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、あらためて学識経験者に意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとされている。</p> <p>このため、本工事について、落札者決定の際に、あらためて入札監視委員会の意見を聴く必要があるか。</p> <p>意見を聴く場合には、入札監視委員会規則第5条第8号「文書を持って委員の意見を徴し、会議の開催に代えることができる」との規定により、資料の送付や持ち回りなどの方法で意見を頂くこととしたいと考えている。</p> <p>それでは、あらためて意見を聴くことについて、審議をお願いします。</p> <p>落札者決定時の意見聴取を行う。 その方法は事務局の提案どおりとする。</p>

<p>・総合評価方式について</p>	
<p>①平成28年度竹崎町自歩道4号線ほか2線（下関駅前人工地盤）補修工事</p>	
<p>15ページに低入札価格に該当すると落札候補者としないとあるが、次の候補者のことは何も記述がない。何か書いておく必要があるのではないか。</p> <p>落札者決定基準に書いておく必要があると考える。</p>	<p>下関市低入札価格調査実施要領において取扱いを定め、公表している。</p>
<p>落札者決定基準における評価基準に記述されている「受注者が提案する施工上配慮すべき事項」(P12)と、技術評価総括表に記述されている「受注者が提案する事項」(P16)が違うがどうか。</p> <p>技術評価総括表の高度な技術提案に対する備考欄の記述において、2者の比較がされているが、「～より」であったり、「より高い」などの表現が曖昧であり、A者(1.4)とB者(1.3)で点数が逆転しているが、比較する内容が不明瞭である。</p>	<p>表現が分かりにくかった。整理する。</p> <p>例えば、「A者よりB者」といった提案者を比較する表現の「より」であったり、マトリックス評価の評価項目にある有効性の中で、「特に高い(a)」と「高い(b)」または「限定的(c)」との中間に、(b+)と(c+)があるため、その表現方法として「より高い」と記述している場合もある。今後整理していく。</p>
<p>高度な技術提案の評価点について、四捨五入しているが、あらかじめ評価点の算出方法を示すなどの検討をすべきでないか。</p>	<p>高度な技術提案の評価点については検討する。なお、その他は資料上便宜的に四捨五入しているが、実際の計算においては四捨五入していない。</p>
<p>評価において「有効性」「確実性」「具体性」という項目があるが、何をもって、どのように判断したのかといった経緯を対外的に説明する責任が生じると思われるが、定義を明記すべきではないか。</p>	<p>今年度より、総合評価方式による簡易型、標準型による高度な技術提案の審査が本格的に運用されたところである。ご指摘の判断基準や評価方法、説明責任等については、県等にご教示いただくなど、研究・検討していきたい。</p>

<p>参加が2者、他の案件でも2者程度であるが、少ないのではないか。総合評価はやりにくい、わかり辛いなど業者から指摘はないか。</p>	<p>業者が慣れていないこともあり、また、今年度より本格的に運用を開始したばかりであることから、今のところ、そのような指摘はない。</p>
<p>有効性、確実性、具体性について、現時点の定義はどうか。</p> <p>会社名、企業体名がわからない段階で、有効性などが判断できるのか。作文能力が問われるのではないか。</p> <p>項目数が多い場合、優先順位を付けるとか、項目数を限定するなどすべきではないか。説明できることが必要ではないか。</p>	<p>確実性については、技術提案が確実に実行されるかということ。有効性、具体性については、発注者が求める提案事項に対して、提案の内容が有効であるか、また、具体的であるかということ。</p> <p>技術審査の段階では、会社名、企業体名は審査職員に知らされていないが、審査職員は技術職であり、職種による専門的な経験や知識をもって審査に当たるので、有効性などの判断はできている。記述については、確かに作文能力に優れた方が説得力があると思われる。業者も今後、経験を重ねていくうちに慣れていくものと考え。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後、検討していく。</p>
<p>②本庁地区こども園建築主体工事</p>	
<p>審査資料や技術提案書の内容を見ると、相当な事務量で時間が掛かっているものと推測できる。今回は2社でこれだけの事務量が本当に必要か疑問である。開札までに第一審査委員会や入札監視委員会で、これだけの量を説明しても、短時間で理解して、意見を求めるのは不可能に近い。各委員会に何を求めるのかという疑問が残る。もっと簡略化して、効率の良い技術評価審査をすべきと考え、事務</p>	<p>今後、数値化や明文化、簡素化等の検討を行い、各委員会においても説明していきたいと考えている。</p>

<p>量の軽減を求める。</p>	
<p>A企業体は、B企業体に比べ、入札書記載価格に相当な開きがあるが、何が原因と考えられるか。</p>	<p>両企業体ともに正当な積算により見積した結果であると考え。</p>
<p>技術提案の様式によって、また、企業体によって、提案数にバラツキがある。各様式の中で整理すべきではないか。提案が少ないから評価されないのであれば、提案が多い場合どう評価するのか。様式を作るべきではないか。</p>	<p>発注者側が求める提案数に決まりはないが、受注者側の提案数については、様式の中で最大2提案までとしている。しかし、受注者側も今回が初めての技術提案となることから、慣れていないのが現実である。他の事業主体では、提案数を限定し、それ以上は評価の対象としない。複数ある場合には、評価の低いものから限定数分を採用する。など、その対応もまちまちである。今後、県などの評価方法、その他について、研究するなど検討していく。</p>
<p>③菊川総合支所建築主体工事</p>	
<p>コンクリートの品質向上において、スタップの50cmごとの計測などは、現実的には無理であると考え。外壁タイルの接着張りやR C造でありながらP C梁を採用するなどについては、オーバースペックとならないか。</p>	<p>提案としては評価している。タイル接着張りについては、見積金額の範囲内で対応可能であることを提案しており、また、発注者側においても、予算超過となるような提案を求めているので、オーバースペックとは考えていない。</p>
<p>受注者が提案する施工上配慮すべき事項において、評価点が0となっているが、これは、提案を評価対象としないことによる0なのか。それとも、評価をしたが、その結果が0であったということなのか。</p>	<p>評価を行った結果が、0であったということ。</p>

④菊川体育館建築主体工事	
受注者側から提出された提案がオーバースペックとならないように注意が必要。発注者は、技術提案の履行内容を監督・検査する義務があり、また、発注者側の技術者のレベルアップも当然であるので、担当技術者の自己研鑽、資格取得を目指していただきたい。	オーバースペックにならないよう監理監督する。また、市の技術系職員については、今年度、工事監督や積算に関する研修を行うこととしており、継続していきたいと考えている。
提案の中で、標準案とあるが、標準案とは何か。業者によって違うのはなぜか。	標準案とは、告示の際に提示した、仕様書・設計書・図面等に明記してある、又は、これらから読み取れる内容である。業者によって標準案という文言を記述するか、しないかの違いと考えられる。
⑤下関市本庁舎本館耐震補強及び改修整備工事	
再度入札となった結果、予定価格に近い金額となっているが、何か理由があるか。 提案によるオーバースペックとなり、品質低下や下請業者の負担増とならないよう、発注者側の適切な工事監督・検査をお願いします。	1 回目の入札において予定価格を上回ったため、再度入札において、精査の上、入札した結果であると認識している。 配慮する。
⑥下関市奥山工場破碎設備更新工事	
評価点が0点とは、評価はしたが、点数がないということか	そのとおり。
1 者しかいないが、特別な機械なのか。	建物は既存を利用した状態で、破碎設備のみの更新となることから、限られたスペース内に収まる機械が限定されたもので、機械が特殊ということではないと思われる。
当初の機械も同者ではなかったか。	そのとおり。

<p>本件は入札参加が1者であるが、入札金額が予定価格の範囲内であっても、仮に技術評価において欠格となった項目があった場合は、改めて入札を実施するのか。</p>	<p>技術評価において、不適切と評価し欠格となった項目がある場合、その入札は無効となり、改めて入札を実施する。</p>
<p>⑦下関市奥山工場ごみ焼却施設解体工事</p>	
<p>4者の評価点が金額で逆転しているが、何か考察があれば教えて欲しい。</p>	<p>総合評価方式は、価格と技術的な側面を総合的に評価するものであり、技術評価が高くても入札金額が高ければ評価値が下がる。</p>
<p>指名停止の評価について、共同企業体の場合、どのように評価しているのか。構成員を評価する場合もあるのか。</p>	<p>指名停止については、落札者決定基準において、共同企業体の代表者を対象に評価する旨示しており、これに基づき評価している。地域貢献度に係る評価項目については、共同体の代表者、構成員のいずれかを対象としている。</p>
<p>(審議) 以上7件について意見はないか。</p>	<p>異議なし。(承認)</p>
<p>・総合評価方式における評価基準の見直しについて</p>	
<p>指定金額は、どのように示すのか。</p>	<p>落札者決定基準の中で明示する。</p>
<p>(審議) 意見はないか。</p>	<p>異議なし。(承認)</p>